

阿南工業高等専門学校学生会会則

(昭和38年7月1日)

(規程第7号)

第1章 総則

第1条 本会は、阿南工業高等専門学校学生会（以下「本会」という。）と称し、阿南工業高等専門学校内に置く。

第2条 本会は、学則及び学生準則に則り、学生活動を通じて自主的にのおのその特性を伸ばすとともに、相互の親和、学芸の研究及び民主的社会人としての心身の修養に努め、もって学生生活の充実向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、本校学生全員を会員とし、目的達成のため本校教職員を顧問とする。

第4条 本会は、学生として参加すべき問題の範囲内で活動し、各機関で決定された事項の行使については、全て校長の承認を得て行う。

第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 環境委員 | 2名 |
| (4) 安全委員 | 2名 |
| (5) 広報委員 | 3名 |
| (6) 蒼阿祭執行委員長 | 1名 |
| (7) 書記 | 2名 |
| (8) 会計 | 2名 |
| (9) 監査委員 | 5名 |
| (10) 渉外委員 | 4名 |

第6条 会長は、立候補による総選挙で選出される。

第7条 副会長・環境委員・安全委員・広報委員・蒼阿祭執行委員長・書記・会計・監査委員・渉外委員は、会長が指名する。

第8条 役員は、校長の承認を得てその任務につく。

第9条 役員の任期は、1か年とする。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、役員は任期が満了しても、次期役員が就任するまではその任務を続けるものとする。また、役員は、評議員を兼ねることができない。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに、運営委員会の委員長を兼ねる。

ただし、校外の他団体と関連の生ずる場合には、校長の指導承認をうけるものとする。

2 副会長は会長を補佐し、会長が不在又は執務不能のときはその任務を代行する。

3 環境委員は、校内、校外における美化等の環境管理につとめ、より良い学校環境を創出するための活動を行う。

4 安全委員は、校内における会員の安全性の確保及び向上につとめる。

- 5 広報委員は、書記・会計の事務内容の報告、各行事等の事前告知を全会員に行う。
 - 6 蒼阿祭執行委員長は会長の指示を受け、蒼阿祭執行委員会を総括する。
 - 7 書記は総会、評議員会及び運営委員会の書記を務め、本会の一切の書類を整理保管する。
 - 8 会計は、本会の予算、決算及び出納事務の手続を行う。
 - 9 監査委員は、クラブ会計監査とクラブ活動監査を行う。
 - 10 渉外委員は、外部との連絡や交渉を行う。
- 第11条 書記・会計は、その事務内容を随時全会員に報告する。また、会員の要求があれば、保管書類を示し、説明しなければならない。
- 第12条 役員に対する解職の請求は、会員の3分の1以上の署名又は評議員会の決議をもって成立し、解職の投票において過半数の同意があったとき、その役員はその職を失う。

第3章 機関

第13条 本会は、目的を達成するために、次の機関を設ける。

- (1) 学生会総会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 蒼阿祭執行委員会
- (5) クラブ委員会
- (6) 学級委員会
- (7) 監査委員会
- (8) 選挙管理委員会

第14条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には、出席者の過半数の同意を必要とする。また、必要あるときは、評議員会の決定により、特別委員会を運営委員会の下に置くことができる。

第1節 学生総会

第15条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって組織する。

第16条 学生総会は会長が招集し、年度始めに定例総会をもつ。また、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 全会員の2分の1以上が必要と認めたとき
- (2) 評議員の3分の2以上が必要と認めたとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

第17条 学生総会の招集及び議題の告示は、5日前までに行わなければならない。

第18条 学生総会の正副議長は、評議員会正副議長が兼ねる。

第2節 評議員会

第19条 評議員会は、学生総会の代行議決機関である。

第20条 評議員会は、各学級において2名ずつ選出された評議員と運営委員会委員とをもって組織する。評議員の任期は1年とする。

第21条 評議員会議長及び副議長は、評議員会において互選する。

第22条 評議員会は、次の場合に開くことができる。

- (1) 全会員の4分の1以上の要請があったとき。

(2) 評議員の3分の1以上の要求があったとき。

(3) 運営委員会の要請があったとき。

第3節 運営委員会

第23条 運営委員会は、正副会長及び環境・安全・広報・書記・会計並びにクラブ委員会の正副委員長からなる。議長及び副議長は、正副会長が兼ねる。

第24条 運営委員会は、本会に必要な事項の原案を作り、学生総会及び評議員会に提出する。

第25条 運営委員会は、学生総会及び評議員会の決議事項を執行する。

第4節 蒼阿祭執行委員会

第26条 蒼阿祭執行委員会は、蒼阿祭行事に関する企画、立案及び執行に当たる。

第27条 蒼阿祭執行委員長は、職務執行にあたり必要とする委員若干名を指名することができる。ただし、評議員会の承認を受けなければならない。

第5節 クラブ委員会

第28条 クラブ委員会には、次の各局を置く。

(1) 文化局

(2) 体育局

2 各局には、部を置く。

第29条 クラブ委員会は、文化局委員会及び体育局委員会からなり、これらの委員会は、それぞれ各部1名ずつの代表をもって構成される。ただし、任期は、1年とする。

第30条 部の設置は、次の手続を経たのち校長の承認を得て成立する。

(1) 会員10名以上の連署で、評議員会に提出する。

(2) 評議員会で審議、可決したのち総会で議決する。

(3) 新設クラブは、3年間の同好会の期間を経る（同好会設立の際は、運営委員会に届け出る。）

(4) 同好会から部へ昇格する際は、前年度から過去3年間の各種大会参加実績報告書を添えて運営委員会に届け出る。（各年において大会参加数が年5回程度、あるいは大会で優秀な成績を修めていること。）

第31条 部の休止及び廃止は、次の場合に評議員会で審議の上、校長の承認を得て成立する。

(1) クラブが休部又は廃部の意思を運営委員会に届け出たとき

(2) 次の場合に監査委員より運営委員会に届け出があったとき

ア 監査に応じなかった場合

イ 予算が正常に使われていないと認められた場合

ウ 活動が行われていないと認められた場合

第32条 部の降格は、次の場合に評議員会で審議の上、校長の承認を経て成立する。

(1) 部員が10名に満たない場合

(2) 前年度より過去3年間の実績が無い場合

(3) 次の場合に監査委員より運営委員会に届け出があったとき

ア 監査に応じなかった場合

イ 予算が正常に使われていないと認められた場合

ウ 活動が行われていないと認められた場合

第33条 部の予算は、次の場合に消滅する。

- (1) 予算の報告書を期限までに提出しない場合
- (2) 予算会議等の諸会議に代表者が参加しない場合
- (3) 予算で購入した物品の使用・管理に問題がある場合
- (4) 監査において問題があると認められた場合

第6節 学級委員会

第34条 学級委員会は、全学級から選出された委員よりなり、奉仕的な事項を企画施行する。

2 その他必要な事項は、規則で定める。

第7節 監査委員会

第35条 監査委員会は、本会の監査機関である。

第36条 監査委員会は、会員中より選出された5名の委員をもって組織する。

第37条 監査委員は、本会の他の役職を兼ねることができない。

第38条 監査の施行に必要な事項は、規則で定める。

第8節 選挙管理委員会

第39条 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員からなり、正副会長及び監査委員の選挙の管理にあたる。

第40条 選挙管理委員会の正副委員長は委員の互選とする。

第41条 選挙の施行に必要な事項は、規則で定める。

第4章 会計

第42条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第43条 本会の経費は、学生会費、入会金及び寄付金その他をもってこれに充てる。

2 入会金は、本会に入会する学生が入会と同時に2,000円を納付するものとする。会費は、学生の在学期間中、年額5,500円とし、前期分については、2,500円、後期分については、3,000円を授業料納付期間にそれぞれ納付するものとする。

第44条 本会の予算及び決算は、学生総会の承認を必要とする。

第45条 その他必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第46条 その他必要な事項は、規則で定める。

第47条 本会の会則は、学生総会において3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

附 則

1 この規程は、昭和38年7月1日から施行する。

2 第20条の規定により、各学級から選出される評議員の数は、次の年度に限り次のように定める。

- (1) 昭和38年度各学級3名
- (2) 昭和39年度各学級2名

附 則

1 この規程は、昭和52年9月10日から施行する。

2 改正後の第36条の規定にかかわらず、昭和52年度の会費は、前期1,500円、後期2,000円を納付するものとする。

附 則

この規程は、平成2年10月3日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月16日から施行し、平成5年5月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年5月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。